

令和 7 年度

小矢部市水質検査計画

富山県小矢部市

はじめに

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理においても中核をなすもので、水道法（法第20条）により定期及び臨時に行う事が義務づけられています。

また、水道法施行規則が一部改正（厚生労働省令第142号平成15年9月29日）されており、水道事業者は、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定しなければなりません。（法施行規則第15条第6項 平成16年4月1日施行）

このため、小矢部市では、水質検査の透明性を確保するため、水質検査項目とその検査頻度を明示した水質検査計画を作成し、毎年事前に公表して情報を提供しています。

これまでの水質基準は、調査項目が50項目でしたが、平成26年4月1日に新たに1項目が追加され、51項目となりました。また、平成27年4月1日には2項目基準値が改正されました。さらに、令和2年4月1日には1項目基準値が改正され、現在に至っております。（厚生労働省令第38号令和2年3月25日）

小矢部市では、この改正に基づき水質検査を実施しています。

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

小矢部市の水質検査計画の概要（構成）は次のとおりです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点（採水場所）
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の委託の内容
9. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
10. 水質検査の公表
11. 水質検査の精度と信頼性保証
12. 関係者との連携

小矢部市では、水道の原水及び水道水の現状を踏まえ、水道水が安全で良質であることをさらにご理解頂けるように、令和7年度水質検査計画を策定しました。

1. 基本方針

(1) 検査地点

- ・各配水系統の蛇口（浄水）及び水源井戸出口（原水）にて検査を行います。

(2) 検査項目

- ①水道法で検査が義務づけられている水質基準項目とします。

なお、県営西部水道用水供給事業から供給される水道水に関しては原水検査を省略します。

- ②耐塩素性病原微生物の監視として「クリプトスポリジウムの指標菌検査（2項目）」を行います。

- ③水質管理目標設定項目と要検討項目は市が隔年で実施します。（令和6年度実施）

- ④PFOS 及び PFOA の濃度把握のために水質検査を行います。

(3) 検査頻度

- ①毎日検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）

色、濁り、残留塩素の検査を1日1回行います。

- ②毎月検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）

水質基準項目の内、省略不可能な項目の検査を毎月1回行います。

- ③年4回検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）

水質基準項目の内、省略可能な項目の検査を年4回行います。

- ④年1回検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）

年4回検査の対象となる項目で、1年及び3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な項目についても、安全であることを確認するため、検査頻度を減らせずに年1回行います。

- ⑤原水（水源）検査（法的規定なし）

水源の状況を把握するのに必要な項目として、原水取水井戸出口にて、消毒副生成物を除く全項目の検査を年1回実施します。

- ⑥隔年検査

水質管理目標設定項目検査及び要検討項目検査を隔年で行います。

（令和6年度実施）

- ⑦クリプトスポリジウム検査（小矢部市独自）

耐塩素性病原微生物の監視として「クリプトスポリジウムの指標菌検査（2項目）」を原水取水井戸出口にて毎月行います。

- ⑧PFOS 及び PFOA の濃度把握（水質管理目標設定項目検査）

PFOS 及び PFOA の濃度を把握するために原水取水井戸出口にて年1回行います。

2. 水道事業の概要（令和5年度水道事業統計年報より）

（1）給水状況（R6.3.31現在）

- ・計画給水人口 28,100人
- ・普及率 64.45%
- ・給水契約数 7,708件
- ・一日最大配水量 11,031m³
- ・一日平均配水量 6,540m³

（2）水源の名称及び種別

- ・県営子撫川ダム（西部水道用水供給事業用水）
- ・金屋本江第2水源地（地下水）

（3）浄水方法

- ・塩素消毒のみ

3. 水道の原水及び水道水の状況

小矢部市は、小矢部川水系の子撫川ダムを水源とした県営の西部水道用水供給事業からの受水と、金屋本江第2水源地で取水した自己水源（地下水）があります。

西部水道用水供給事業からの供給水については、富山県企業局が独自に水質検査を行なっております。

また、金屋本江第2水源地においては概ね良好な状態であり、浄水を含め水質基準を下回っており、安全でおいしい水であると言えます。

(1)原水水質検査結果(金屋本江第2水源地)
令和2年度から令和6年度までの原水水質は以下のとおりです。

番号	定期検査項目	水質基準値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	最大値
基 1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.87	0.89	0.85	0.83	0.82	0.89
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/l以下						
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下						
基 23	クロロホルム	0.06mg/l以下						
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下						
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下						
基 26	臭素酸	0.01mg/l以下						
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下						
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下						
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下						
基 30	ブロモホルム	0.09mg/l以下						
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下						
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.6	7.8	7.9	8.2	8.2	8.2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/l以下	14.2	12.7	13.2	14.0	13.1	14.2
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	60	63	65	67	68	68
基 40	蒸発残留物	500mg/l以下	110	110	110	96	100	110
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下						
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下						
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基 47	pH値	5.8～8.6	6.6	6.4	6.8	6.6	6.4	6.8
基 48	味	異常でないこと	—	—	—	—	—	
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
基 50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1
基 51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
注 2	PFOS,PFOA	50 ng/ℓ(暫定)	—	—	—	—	<4 ng/ℓ	<4 ng/ℓ

注：1. 基8の水質基準値については、0.02mg/l以下に強化されました。(令和2年4月1日施行)

注：2. 水質管理目標設定項目

(2)浄水水質検査結果

令和2年度から令和6年度までの浄水水質は以下のとおりです。

番号	定期検査項目	水質基準値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	最大値
基 1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	3	2	0	3
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0001
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	<0.0020
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0040
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.57	0.74	0.74	0.66	0.67	<0.7400
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.0800
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1000
基 14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0050
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0040
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.12	0.12	0.17	0.13	0.12	<0.1700
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020
基 23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.035	0.027	0.034	0.028	0.037	<0.0370
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007	0.009	0.009	0.010	0.007	<0.0100
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.007	0.005	0.005	0.007	0.007	<0.0070
基 26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.010	<0.0100
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.055	0.045	0.052	0.050	0.055	<0.0550
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.019	0.018	0.015	0.015	0.015	<0.0190
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.018	0.014	0.014	0.018	0.018	<0.0180
基 30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.0080
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.0200
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.05	0.01	0.02	0.01	0.01	<0.0500
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.20	0.12	0.12	0.19	0.18	<0.2000
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	0.06	0.04	0.06	0.05	<0.0600
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10.7	9.8	10.8	11.1	14.0	<14.0000
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.003	0.002	0.004	0.001	0.002	<0.0040
基 38	塩化物イオン	200mg/l以下	14.8	13.8	15.4	14.6	15.6	<15.6000
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	53	59	59	65	62	<65.0000
基 40	蒸発残留物	500mg/l以下	92	100	110	100	98	<110.0000
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.0200
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000003	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.0000
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.0000
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0050
基 45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.8	0.7	0.9	0.8	0.8	<0.9000
基 47	pH値	5.8～8.6	7.4(6.8)	7.5(6.6)	7.4(6.8)	7.4(6.8)	7.4(6.8)	<0.0000
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
基 50	色度	5度以下	3	2	2	2	2	3
基 51	濁度	2度以下	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2

注： 1. 各項目の数値は、市内6箇所の給水栓から検出された水質データ(年間)を整理して、その中の最大値を記載したものです。

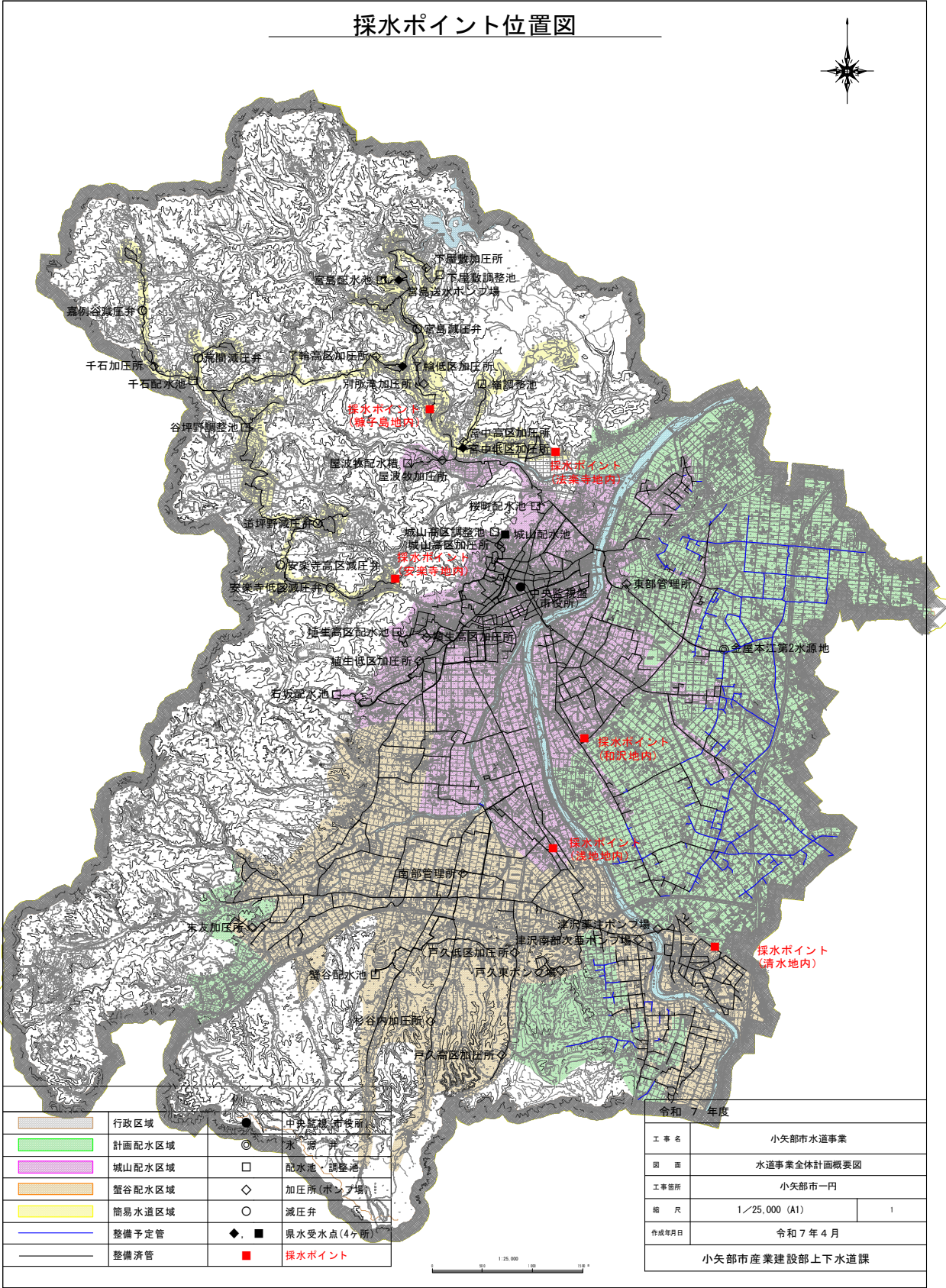
2. 基47のpH値については、基準値に幅があるため()内に最小値を記載したものです。

3. 基8の水質基準値については、0.02mg/l以下に強化されました。(令和2年4月1日施行)

4. 検査地点（採水場所）

採水は、原則として給水栓（蛇口）で行います。また、原水については水源井戸出口で採水します。

給水栓については、系統ごとに、市内全域で6箇所の採水場所を設けています。



5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度および頻度設定の理由については以下のとおりです。

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上検出されているため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3月	令和2年度より基準値が強化され、令和元年度までの測定結果の定量下限値を下回る値になったため
基 9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 20	ベンゼン	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため(消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため)
基 27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目のため
基 32	亜鉛及びその化合物	○	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上検出されているため
基 34	鉄及びその化合物	○	1回/月	1回/月	富山県水質管理計画により月に1回と定められているため
基 35	銅及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 37	マンガン及びその化合物	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/月	1回/月	富山県水質管理計画により月に1回と定められているため
基 40	蒸発残留物	○	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時期に1回、安全確認のため
基 43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時期に1回、安全確認のため
基 44	非イオン界面活性剤	○	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 45	フェノール類	○	1回/3年	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で検査頻度を緩和できるが、安全確認のため
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
基 51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目のため
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目のため
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目のため
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目のため

注: 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(2) 隔年検査（令和6年度実施）

原水取水井戸について行う「水質管理目標設定項目」及び「要検討項目」の検査項目は以下のとおりです。

なお、これらの検査は、法令により規定された項目ではありませんが、富山県水道水質管理計画(第3 水道水源の水質監視に関する事項)で水源監視地点となっており、隔年実施しています。また、令和7年度から検査の実施主体が変更となり、水道事業者及び水道用水供給事業者が実施する。

水質管理目標設定項目とは、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべき項目です。

要検討項目とは、毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目です。

また、農薬類について関係事業者と連携し適切な項目を実施しています。

水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l以下	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/l以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l以下	
4	欠番	-	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	
6	欠番	-	
7	欠番	-	
8	トルエン	0.4 mg/l以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l以下	
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下	※1
11	欠番	-	
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下	※1
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下(暫定)	
14	抱水クロラル	0.02 mg/l以下(暫定)	
15	農薬類「総農薬方式」	1 以下	
16	残留塩素	1	※2
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100	※2
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/l以下	※2
19	遊離炭酸	20 mg/l以下	※3
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/l以下	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l以下	※2
23	臭気強度(TON)	3 以下	※2
24	蒸発残留物	30～200 mg/l	※2
25	濁度	1 度以下	※2
26	pH値	7.5 程度	※2
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0	※3
28	従属栄養細菌	2,000 個/ml 以下(暫定)	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l以下	※2
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	50 ng/l 以下(暫定)	※5

※1: 二酸化塩素注入時に限るため検査省略

※2: 基準項目として検査実施

※3: 採水後速やかな測定ができないため検査省略

※4: 県では検査できない項目のため検査省略

※5: PFOS, PFOAの合算値 1 リットルあたり50 ナノグラム 以下

令和6年度 農薬類実施検査項目

No.	農 薬 名	R6実施	No.	農 薬 名	R6実施
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 31	キノクラミン(ACN)	
農 02	2, 2—DPA(ダラボン)		農 32	キャプタン	
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)	○	農 33	クミルロン	
農 04	EPN		農 34	グリホサート	○
農 05	MCPA		農 35	グルホシネート	○
農 06	アシュラム	○	農 36	クロメプロップ	
農 07	アセフェート	○	農 37	クロルニトロフェン(CNP)	
農 08	アトラジン	○	農 38	クロルピリホス	
農 09	アニロホス		農 39	クロロタロニル(TPN)	
農 10	アミラズ		農 40	シアナジン	
農 11	アラクロール	○	農 41	シアノホス(CYAP)	
農 12	イソキサチオン	○	農 42	ジウロン(DCMU)	
農 13	イソフェンホス		農 43	ジクロベニル(DBN)	
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 44	ジクロルボス(DDVP)	
農 15	イソプロチオラン(IPT)	○	農 45	ジクワット	○
農 16	イプフェンカルバゾン	○	農 46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	
農 17	イプロベンホス(IBP)		農 47	ジチオカルバメート系農薬	
農 18	イミノクタジン		農 48	ジチオピル	
農 19	インダノファン		農 49	シハロホップブチル	○
農 20	エスプロカルブ		農 50	シマジン(CAT)	○
農 21	エトフェンプロックス	○	農 51	ジメタメリン	○
農 22	エンドスルファン(ベンゾエピン)		農 52	ジメトエート	
農 23	オキサジクロメホン	○	農 53	シメトリン	○
農 24	オキシ銅(有機銅)		農 54	ダイアジノン	○
農 25	オリサストロビン 原体+代謝産物		農 55	ダイムロン	○
農 26	カズサホス		農 56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチアソネート	
農 27	カフェンストロール		農 57	チアジニル	
農 28	カルタップ	○	農 58	チウラム	
農 29	カルバリル(NAC)		農 59	チオジカルブ	
農 30	カルボフラン		農 60	チオファネートメチル	○

No.	農 薬 名	R6実施	No.	農 薬 名	R6実施
農 61	チオベンカルブ	○	農 91	プロチオホス	
農 62	テフリルトリオン	○	農 92	プロピコナゾール	
農 63	テルブカルブ(MBPMC)		農 93	プロピザミド	
農 64	トリクロピル		農 94	プロベナゾール	
農 65	トリクロルホン(DEP)		農 95	プロモブチド	○
農 66	トリシクラゾール		農 96	ベノミル	○
農 67	トリフルラリン	○	農 97	ベンシクロン	
農 68	ナプロパミド		農 98	ベンゾピシクロン	○
農 69	パラコート	○	農 99	ベンゾフェナップ	
農 70	ピペロホス		農 100	ペンタゾン	○
農 71	ピラクロニル	○	農 101	ペンディメタリン	○
農 72	ピラゾキシフェン	○	農 102	ベンフラカルブ	
農 73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○	農 103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農 74	ピリダフェンチオン		農 104	ベンフレセート	
農 75	ピリブチカルブ		農 105	ホスチアゼート	○
農 76	ピロキロン		農 106	マラチオン(マラソン)	○
農 77	フィプロニル		農 107	メコプロップ(MCPP)	○
農 78	フェントロチオン(MEP)		農 108	メソミル	○
農 79	フェノブカルブ(BPMC)	○	農 109	メタラキシル	
農 80	フェリムゾン		農 110	メチダチオン(DMTP)	
農 81	フェンチオン(MPP)		農 111	メミノストロビン	○
農 82	フェントエート(PAP)	○	農 112	メトリブジン	
農 83	フェントラザミド	○	農 113	メフェナセット	○
農 84	フサライド		農 114	メプロニル	
農 85	ブタクロール	○	農 115	モリネート	○
農 86	ブタミホス				
農 87	ブプロフェジン	○			
農 88	フルアジナム	○			
農 89	プレチラクロール				
農 90	プロシミドン				

※網掛けは県選定項目 10 項目

要検討項目

番号	項目名	目標値	備考
1	銀	－	
2	バリウム	0.7 mg/l	
3	ビスマス	－	
4	モリブデン	0.07 mg/l	
5	アクリルアミド	0.0005 mg/l	
6	アクリル酸	－	
7	17-β-エストラジオール	0.00008 mg/l(暫定)	
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 mg/l(暫定)	
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5 mg/l	
10	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l(暫定)	
11	塩化ビニル	0.002 mg/l	
12	酢酸ビニル	－	
13	2,4-トルエンジアミン	－	
14	2,6-トルエンジアミン	－	
15	N,N-ジメチルアニリン	－	
16	スチレン	0.02 mg/l	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	
18	トリエチレンテトラミン	－	
19	ノニルフェノール	0.3 mg/l(暫定)	
20	ビスフェノールA	0.1 mg/l(暫定)	
21	ヒドラジン	－	
22	1,2-ブタジエン	－	
23	1,3-ブタジエン	－	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01 mg/l	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 mg/l	
26	ミクロキスチン-LR	0.0008 mg/l(暫定)	
27	有機すず化合物	0.0006 mg/l(暫定)	
28	ブロモクロロ酢酸	－	
29	ブロモジクロロ酢酸	－	
30	ジブロモクロロ酢酸	－	
31	ブロモ酢酸	－	
32	ジブロモ酢酸	－	
33	トリブロモ酢酸	－	
34	トリクロロアセトニトリル	－	
35	ブロモクロロアセトニトリル	－	
36	ジブロモアセトニトリル	0.06 mg/l	
37	アセトアルデヒド	－	
38	MX	0.001 mg/l	
39	欠番	－	
40	キシレン	0.4 mg/l	
41	過塩素酸	0.025 mg/l	
42	削除	－	
43	削除	－	
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001 mg/l	
45	アニリン	0.02 mg/l	
46	キノリン	0.0001 mg/l	
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02 mg/l	
48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2 mg/l	
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	－	

(3) 小矢部市が独自に行う水質検査

耐塩素性病原微生物の監視として下記の「クリプトスポリジウムの指標菌検査（2項目）」を原水取水井戸出口にて毎月行います。

クリプトスポリジウムの指標菌検査	検査頻度	設定理由
大腸菌	毎月	耐塩素性病原微生物の監視
嫌気性芽胞菌		

令和6年度から PFOS 及び PFOA（有機フッ素化合物）の水質検査を原水取水井戸出口にて年1回行います。

PFOS及びPFOAの濃度	検査頻度	設定理由
PFOS	年1回	原水の安全性確保のため
PFOA		

6. 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」並びに「上水試験方法（日本水道協会編）」によって行います。

また、クリプトスポリジウム指標菌検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付健水発第0330005号）」によって行います。

水質検査の実施には、高額な分析機器とそれに伴う確かな技術力が必要であり、高水準の水質検査を低コストで行うために、水質検査を地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録する機関に委託することが認められています。

なお、水質検査の委託先は、厚生労働大臣の登録検査機関（水道法第20条第3項の規定に基づく）である以下の検査機関です。

富山県和田川水道管理所（水質基準項目検査）
富山県衛生研究所（水質管理目標設定項目検査・要検討項目検査）
（公社）富山県薬剤師会（クリプトスポリジウム指標菌検査）（PFOS及びPFOA濃度検査）

7. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質の変化が認められ、水質基準値を超える恐れがある場合は臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

なお、臨時水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、安全性が認められるまで実施します。

8. 水質検査の委託の内容

(1) 委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべてを委託します。

② 試料の採取及び運搬方法

上下水道課職員が採水し、運搬を行います。（採水後 3 時間以内に引渡し）

③ 臨時検査の取扱い

受託者と協議のうえ、検査項目・回数を決定します。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料（検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等）を年 1 回確認します。

9. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認します。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の内容については、毎年 3 月に見直しを行います。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について留意します。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか 1 年に 1 回確認を行います。

10. 水質検査の公表について

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、ホームページにて公表します。また、水質検査計画は毎年作成します。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は多種多様であり、また、極微量な成分を測定するものであるため、検査を委託している機関において、検査値の精度とその信頼性を確保するための検査体制を整えています。

12. 関係者との連携

原水及び水道水の水質事故が発生した場合は、富山県関係機関と連携して現場調査等を行い、事故原因の究明にあたりと同時に健康被害の発生予防や拡大防止を図るなど必要な処置を講じます。